

○芳賀町就学援助費交付要綱

平成23年1月14日教委告示第2号

芳賀町就学援助費交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、芳賀町就学援助費交付規則（平成22年芳賀町教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第11条に基づき、援助費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(準要保護者の認定)

**第2条** 芳賀町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、規則第2条第2号の準要保護者と認められる場合は、当該児童又は生徒が在学する学校長の意見及び必要に応じて福祉関係機関の助言を求め、審査のうえ認定する。この場合において、必要に応じ生活保護の適否について保護の実施機関に連絡し、協議するものとする。

2 前項の準要保護者の認定の基準は、前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の停止又は廃止
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく個人の事業税の減免、町民税の非課税又は減免、又は固定資産税の減免
- (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく国民年金の掛金の減免
- (4) 国民健康保険法（昭和36年法律第192号）に基づく国民健康保険税の減免又は徴収の猶予
- (5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の支給
- (6) 栃木県社会福祉協議会による生活福祉資金の世帯更正貸付
- (7) 前各号に定める者のほか、次のいずれかに該当する者。ただし、民生・児童委員の助言及び児童又は生徒の日常生活や家庭の諸事情を総合的に勘案して判断するものとする。
  - ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
  - イ 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
  - ウ 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免が行われている者
  - エ 学校納付金の納付状態の悪い者、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者
  - オ 経済的理由による欠席日数が多い者

(交付の申請手続)

**第3条** 規則第5条の申請手続は、就学援助費受給申請書兼世帯票（別記様式第1号。以下「申請

書」という。)に家族の収入状況書類を添付し、毎年2月末日までに行うものとする。ただし、新入学児童又は生徒に係る申請手続は4月中旬までに行うものとする。

- 2 年度の途中で新たに援助が必要になった者及び転入児童又は生徒についての申請手続は、随時に行うことができる。なお、転入児童又は生徒については前校での支給内容を確認し、修学旅行費を除き重複しないようにしなければならない。

(交付決定の適否)

**第4条** 規則第6条の交付の決定の適否は、教育委員会において審議し、決定後は申請書の写しに適否を記入、押印のうえ、学校長に送付するものとする。また、申請者には学校長を通じて就学援助費認定(不認定)通知書(別記様式第2号)により結果を通知するものとする。

(委任状の徴取)

**第5条** 学校長は、規則第7条の事務処理の委任については当該保護者から委任状(別記様式第3号)を徴取するものとする。

(交付の請求)

**第6条** 事務処理の委任を受けた学校長は、每学期末までに就学援助費交付請求書(別記様式第4号。以下「請求書」という。)を教育委員会に提出するものとする。

- 2 前項の請求書に医療費が含まれる場合は、学校長は当該児童又は生徒における医療等の状況調査(別記様式第5号)を当該保護者から徴取し、添付するものとする。

(受領書の徴取等)

**第7条** 学校長は、規則第8条の援助費を当該保護者に交付をした際は、就学援助費受領書(別記様式第6号)を徴取するものとする。

- 2 学校長は、前項に規定する保護者に係る学校納付金に未納がある場合は、就学援助費から当該金額を充当することができる。

(取消通知等)

**第8条** 教育委員会は、規則第9条の就学援助費辞退届(別記様式第7号)の提出があったとき、又は取消し要件に該当となったときは、就学援助費支給取消通知書(別記様式第8号)により援助費の交付を受けた者に通知するものとする。

(提出書類)

**第9条** 規則第10条の教育委員会への提出書類は、就学援助費支給個人明細書(別記様式第9号)、修学旅行費・校外活動費報告書(別記様式第10号)及び経費明細書(別記様式第11号)によるものとする。

## 制定文（抄）

平成22年度の補助金から適用する。

別記様式第1号（第3条関係）

別記様式第2号（第4条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

別記様式第4号（第6条関係）

別記様式第5号（第6条関係）

別記様式第6号（第7条関係）

別記様式第7号（第8条関係）

別記様式第8号（第8条関係）

別記様式第9号（第9条関係）

別記様式第10号（第9条関係）

別記様式第11号（第9条関係）